

## 建設発生土情報共有システム「官民一体となった土砂バンク」実施要領

### < 総 則 >

#### 1. 目的

本建設発生土情報共有システム「官民一体となった土砂バンク」（以下、「土砂バンク」）は、北海道地方建設副産物対策連絡協議会が平成 27 年 7 月に策定した「北海道地方建設リサイクル推進計画 2015」において新たに取り組むべき重点施策の一つとして位置付けている建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化を図るため、官民一体となった建設発生土の相互有効利用に必要となる情報提供を試行的に実施するものである。

国土交通省が発注する建設工事においては、これまでリサイクル原則化ルールを策定し、建設発生土の搬出工事・利用工事間での利用調整を実施してきており、引き続きその推進を図ることが基本であるが、建設発生土の更なる有効活用を促進する観点から、民間建設工事との建設発生土の相互有効利用も促進していくものと北海道地方建設リサイクル推進計画 2015 において定めたところである。

「土砂バンク」の運用については、民間も含めた受発注者の理解・協力が不可欠であることから、北海道地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、各構成員へ協力を求めるものとする。

#### 2. 適用範囲

本要領案は、北海道地方建設リサイクル推進計画 2015 に基づき実施する、官民建設工事が一体となった建設発生土の相互利用調整のための建設発生土情報共有システム「土砂バンク」について適用する。

公共建設工事および民間建設工事による建設発生土の工事間利用調整は、公共建設工事による土量情報に加えて、民間建設工事関係者から土量情報を収集し、あわせて情報提供することにより、個々の受発注者による個別利用調整を促進することで、更なる建設発生土の有効利用を図るものである。

よって、「土砂バンク」対象物は、公共土木工事及び民間土木工事における建設発生土及び利用土砂であり、実際に「土砂バンク」利用のための事前情報登録や利用調整を実施出来る者は<実施方法> 1. 建設発生土情報共有システム「土砂バンク」の参画資格に示すとおりとする。

なお、民間建設工事に係る実施者を受注者（建設会社）としているのは、民間建設工事の場合、建設発生土に関する知識や建設工事に係る実務ノウハウについては、発注者に比べて受注者である建設会社側にあるためである。

また、公共工事については従前のとおり発注者側が登録者となる。

#### 3. 定義

- 民間公益工事：高速道路、鉄道（JR 含む）、下水道、電力、ガスの各社が発注する工事。
- 民間建設工事：民間公益企業以外の民間機関が発注する工事。
- 「土砂バンク」HP：土砂バンク登録者用専用HP

## ＜ 実 施 方 法 ＞

### 1. 建設発生土情報共有システム「土砂バンク」の参画資格

「土砂バンク」への参画は、建設発生土の有効活用の意義や利用調整の趣旨等を理解し、積極的な個別利用調整への協力が必要であることから、「土砂バンク」への参画資格は次の条件を満たす者とする。

- 1) 国、道、市町村
- 2) 高速道路、鉄道（JR含む）、下水道、電力、ガスの民間公益企業
- 3) 民間企業（日本建設業連合会・北海道建設業協会・北海道舗装事業協会・日本道路建設業協会北海道支部・日本砕石協会北海道地方本部・日本砂利協会北海道支部）加盟企業
- 4) 上記3）として参画した各企業から推薦を受けた土木工事業の有資格者
- 5) 農水団体（土地改良区・漁業協同組合・森林組合）

### 2. 利用のための事前登録

民間公益企業並びに民間企業、農水団体は事前に土砂バンク利用登録申請書を会社単位で北海道地方建設副産物対策連絡協議会（事務局：北海道開発局事業振興部技術管理課）に提出し、土砂バンク利用登録承認書の交付を受けるものとする。

土砂バンク登録申請様式は北海道開発局HPに掲載されている。

URL→<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ud49g70000006y6o.html>

なお、国・道・市町村の事前登録は要しない。

＜登録申請・各種問合せ窓口＞

「土砂バンク」利用登録申請書提出先

〒060-8511

札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 北海道開発局事業振興部技術管理課

TEL 011-709-2311(内5526) Mail [hkd-ky-dosya@mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-dosya@mlit.go.jp)

なお、「土砂バンク」に参画・運営に必要な費用は無料とする。

### 3. 「土砂バンク」情報の提出・管理・登録・更新と「土砂バンク」HP掲載

「土砂バンク」情報の提出先及び管理は、北海道地方建設副産物対策連絡協議会（事務局：北海道開発局事業振興部技術管理課）とする。

なお、「土砂バンク」掲載情報の事務局への提出は毎月1回15日まで（閉庁日の場合は次の開庁日）とし、「土砂バンク」HPの情報更新は翌月1回目始め（閉庁日の場合は次の開庁日）とする。情報は事務局へ『様式-1』『様式-2』『様式-3』を「土砂バンク」HPよりダウンロードし、必要事項を記入の上、データ提出すること。

「土砂バンク」の提出データ作成・送信・相互利用調整に必要な費用は利用者側の負担とする。

データ提出は、下記のとおりとする。

＜「土砂バンク」事務局＞

北海道開発局事業振興部技術管理課 Mail [hkd-ky-dosya@mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-dosya@mlit.go.jp)

不明な点は、＜登録申請・各種問合せ窓口＞まで連絡すること。

なお、掲載情報は「土砂バンク」HPで公表する。

URL → <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ud49g70000006y6o.html>

#### 4. 情報提出窓口

各開発建設部技術管理（企画）課は、国直轄分、各振興局分、市町村分をそれぞれ情報取り纏めを行い、＜「土砂バンク」事務局＞へ、提出すること。

民間公益企業、民間企業、農水団体分は、それぞれにて＜「土砂バンク」事務局＞へ提出すること。

### ＜ 工 事 の 登 録 方 法 ＞

#### 1. 情報登録対象と規模・内容

##### 1) 登録対象

工事によって発生・不足する土砂情報の他、ストックヤードに堆積済或いはストックヤードへ欲しい土砂情報を対象とする。

##### 2) 登録の内容

- ①発生（堆積・不足）住所
- ②搬出（残土）入（不足土）区分（搬入土（不足土）はマイナス表記する）
- ③土砂発生（必要）期間（開始年月、終了年月）
- ④土質区分（第1～第4種建設発生土、その他）
- ⑤土量（単位：地山m<sup>3</sup>）、ただし概数の場合はその旨を記載すること
- ⑥所属（会社・団体名）
- ⑦部課係名
- ⑧電話番号
- ⑨工事（事業）名

##### 3) 登録しない土砂情報

事業計画段階・工事着手段階で既に工事間或いは事業間で利用調整が図られている場合は「土砂バンク」情報に掲載はしない。

また、情報掲載された建設発生土は、無償譲渡とし、売買、転売等の営利を目的とした情報は掲載しない。

### ＜ 「土砂バンク」 情報の確認方法 ＞

民間建設工事受注者及び公共建設工事発注者は、「土砂バンク」HPにアクセスし、＜工事の登録方法＞で登録された搬出予定・不足土情報を定期的に入手・確認する。なお、アクセスするには土砂バンク利用登録承認書に記載されているパスワードによりログインし、掲載された情報を用いて工事間利用の調整を各々個別に実施する。

「土砂バンク」利用者は、パスワードを次の事項に注意して、自己の責任において厳重に管理すること。

- 1) パスワードは、他人に知られないように管理すること。
- 2) 他人からのパスワードの照会に応じないこと。
- 3) パスワードを亡失した場合は、速やかに土砂バンク事務局に連絡し、その指示に従うこと。

## < 土砂利用調整方法 >

### 1. 個別利用調整の実施方法

民間建設工事受注者及び公共建設工事発注者は、「土砂バンク」HP情報を用いて工事間利用の調整を各々個別に実施する。その際、例えば公共工事発注者と民間工事受注者の間での工事間利用についての協定の締結が必要であるかなどを含めて二者間で調整を行う。

### 2. 「土砂バンク」調整結果の報告

< 工事の登録方法 > 1. 2)③土砂発生（必要）期間が過ぎ、情報削除する場合は利用調整が実現した或いは実現しなかった場合にかかわらず、個別調整の結果とその理由を『様式-3』にて報告すること。

## < その他 >

### 1. その他

- 「土砂バンク」HPは、建設発生土の相互有効利用に必要となる情報提供を行うことを目的としている。土砂の工事間利用等にあたっては、当事者間の責において行うものであり、北海道地方建設副産物対策連絡協議会は何らの責任も有しない。
- 土砂の工事間利用等にあたっては、関係法令の遵守及び適正な利用用途を当事者間で明確にすること。また、土砂の受入側は、当該用途以外の使用をしてはならない。
- 全ての関係者は、この「土砂バンク」において得られた情報を目的外に使用してはならない。
- 「土砂バンク」運用にあたり著しい虚偽の記載や他の参加者に混乱をもたらせる行為、パスワードの不正利用等を行った不適切な参加者に対し、北海道地方建設副産物対策連絡協議会がその参加資格を取り消すことが出来る。
- 一部の地方自治体においては、当該自治体が発注する建設工事の建設発生土の搬出先について、各種法令の開発許可等が得られているかを確認するなど、搬出先としての事前登録を求めている機関があることに留意することが必要である。
- 建設発生土の工事間利用の成立は、個別利用調整で搬出側と受入側の条件が合致することが必要であり、調整が成立しない場合が十分にあり得ることに留意が必要である。
- 官民一体となった建設発生土の有効利用調整のあり方については、この「土砂バンク」の実施結果を分析した上で、年度毎に検討する。